

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ニッカトー			コード	5367
提出日	2025/6/16	異動（予定）日	2025/6/20		
独立役員届出書の提出理由	独立役員である西村元昭氏が、2025年6月20日開催の定時株主総会をもって監査等委員である取締役を退任することに伴い、新たに田淵謙二氏が監査等委員である取締役に就任予定であることから、独立役員として届出するものであります。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	田邊絵理子	社外取締役	○													○	有
2	白間真次	社外取締役	○													○	有
3	田淵謙二	社外取締役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	田邊絵理子氏は、弁護士として知財および労務に精通しており、能力、識見において優れた人物であると判断し、招聘したものであります。また、一般株主と利益相反が生じる可能性もなく、独立性が確保できるものと判断し、客観的かつ専門的な見地から経営の監督を行うことが可能であるため社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ておらず、独立役員としての要件を満たしているため、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	白間真次氏は、税理士として永年にわたる実績と経験を備え、また能力、識見はもちろんのこと、公明正大な人柄であり招聘したものであります。独立性が確保でき、客観的かつ専門的な見地から企業財務に精通した貴重な助言、提言をいただき、経営に対する監督をお願いするため社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ておらず、独立役員としての要件を満たしているため、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	田淵謙二氏は、弁護士として企業法務に精通しており、能力、識見において優れた人物であると判断し、招聘したものであります。また、一般株主と利益相反が生じる可能性もなく、独立性が確保できるものと判断し、客観的かつ専門的な見地から経営の監督を行うことが可能であるため社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ておらず、独立役員としての要件を満たしているため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。